



2024年10月8日

各位

会社名 株式会社エルアイイーエイチ
(コード番号 5856 東証スタンダード市場)
代表者名 代表取締役社長 下岡 寛
問合せ先 代表取締役社長 下岡 寛
(TEL. 03-6458-6913)

当社の元代表取締役福村康廣氏に対する損害賠償請求訴訟の提起に関するお知らせ

当社は、2024年8月23日付け「代表取締役の異動（解職）及び社長交代に関するお知らせ」で、①当社の代表取締役であった福村康廣氏（以下「福村氏」といいます。）が当社の取締役会の承認を経ずに独断で自己の報酬を2024年4月から月額4000万円に、2024年7月からは月額1億円に改定したこと、そして、これに対して当社の取締役会が2024年8月14日に福村氏の当期の報酬を前年度と同額の2300万円とする旨を決議したこと、②福村氏が2024年8月22日に当社の取締役会の承認を経ずに12億円を当社名義の銀行口座から出金し、うち2億円を福村氏の個人名義の口座に送金したこと及び残りの10億円の送金先については調査中であること、③当社においては1件300万円を越える経費支出については取締役会の承認が必要であるところ、福村氏が、2024年3月期には34回（合計1億5900万円）、2025年3月期（2024年6月までの時点）には2回（合計900万円）、当社の取締役会の承認を経ずに経費支出していること等の事実があることをお知らせいたしました。

また、当社は、2024年9月13日、「株主による「前代表取締役に対する訴え提起請求書」の受領のお知らせ」のとおり、当社株主が会社法847条1項に基づいて代表取締役であった福村氏に対する役員責任追及の訴えの提起の請求に関する書面を送付して当社がこれを受領したことをお知らせいたしました。

上記のうち①の報酬について、当社は、別紙のとおり、福村氏に対して、福村氏が当社の従業員等をして当社の取締役会を経ずに独断で決定した報酬2億2000万円から公租公課等を控除して自己の口座に振り込ませる等させた1億2060万3336円から、当社の取締役会が決定した報酬2300万円を基準とした場合に公租公課等を控除して本来支給される金額である1284万5734円との差額である1億0775万7602円に弁護士費用1割相当額を加えた1億1853万3362円の損害賠償請求をすることを決定いたしましたのでお知らせいたします。

また、上記のうち②の10億円については、出金された10億円が、当社が開設した証券会社の口座に振り込まれた事実を確認したものの、当社が、福村氏が当社の銀行口座から出金した2024年8月22日の翌日である2024年8月23日に福村氏を代表取締役から解職したことにより、この10億円が株式に換えられることなどを未然に防ぐことができました。

もっとも、残りの2億円について、福村氏は、当社に対して自主的に8000万円を返還したものの、残りの1億2000万円を返還しておりません。そこで、当社は、別紙のとおり、福村氏に対して1億2000万円に弁護士費用1割相当額を加えた1億3200万円の損害賠償請求を提起することを決定いたしましたので併せてお知らせいたします。

この訴訟の提起については、会社法399条の7第1項2号の規定により監査等委員が当社を代表することになります。

なお、③については関係証拠を収集した上で方針を検討し、別途お知らせいたします。

1. 訴訟を提起した裁判所及び年月日

東京地方裁判所 2024年10月 8 日

2. 訴訟を提起した者（原告）

東京都中央区銀座八丁目 9 番13号
株式会社エルアイイーエイチ
上記代表者監査等委員 福島寧夫

3. 訴訟を提起した相手方（被告）

福村康廣

4. 損害賠償請求額

- (1) 1億1853万3362円及びこれに対する遅延損害金
- (2) 1億3200万円及びこれに対する遅延損害金

5. 訴訟の内容

- (1) 当社は、福村氏が当社の従業員等をして、当社の取締役会を経ずに独断で決定した報酬 2 億 2000万円から公訴公課等を控除して自己の口座に 1 億2060万3336円を振り込ませる等させた行為は不法行為であると判断しました。

したがって、当社は、福村氏が当社の従業員等をして振り込ませる等させた 1 億2060万3336円から、当社の取締役会が決定した報酬2300万円を基準とした場合における公訴公課等を控除して本来支給される金額である1284万5734円との差額である 1 億0775万7602円及び弁護士費用 1 割相当額を加えた 1 億1853万3362円について、福村氏に対して損害賠償請求するものです。

- (2) また、当社は、福村氏が取締役会の承認を経ずに自己の銀行口座に 2 億円を振り込ませた行為は不法行為であると判断しました。

福村氏は、当社に対して8000万円のみ返還して 1 億2000万円について返還しません。

したがって、当社は、差額の 1 億2000万円及び弁護士費用 1 割相当額を加えた 1 億3200万円について、福村氏に対して損害賠償請求するものです。

6. 今後の見通し

今後の進捗に応じて開示すべき事項が発生した場合には、速やかにお知らせいたします。

株主の皆様をはじめ投資家、市場関係者の皆様ならびにお取引様その他すべてのステークホルダーの皆様には多大なご心配をおかけしておりますが、今回の福村氏の行為について責任を追及することは、当社がコンプライアンス強化に真剣に取り組む姿勢を対外的に示すとともに、上場会社としてコンプライアンスを重視する企業風土を醸成していくために不可欠なことであると判断しております。

当社は、この訴訟を含め、引き続きグループの役職員一丸となって業務に邁進してまいりますので、今後ともご支援ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

以上